平成２２年（フ）第３８８０号
大阪市平野区長吉長原東２丁目２番11―204号
債務者　土屋　妙子
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３８９１号
大阪府三島郡島本町水無瀬２丁目２番４号402
債務者　野田　　稔
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３９９４号
大阪府箕面市瀬川１丁目12番18―105号
債務者　山根チヅ子
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４０２０号
大阪市鶴見区茨田大宮３丁目８－４－402、住民票上の住所大阪府大東市諸福７丁目３番402号　グランドール福川
債務者　林田　幸子
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４２４１号
大阪市住之江区緑木１丁目２番１―506号
債務者　日向美智子
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４２９５号
大阪市此花区四貫島２丁目１番９号、住民票上の住所大阪市此花区桜島３丁目７番30号
債務者　西川　充子
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４３９１号
大阪市西成区中開３丁目４番12号
債務者　金沢成和こと　金　　成和
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４４５１号
大阪府豊中市蛍池東町２丁目７番２―203号
債務者　小林　勝宏
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４４９１号
大阪府豊中市服部南町１丁目５番23号
債務者　山口　浩二
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４４９２号
大阪府豊中市服部南町１丁目５番23号
債務者　山口美由紀
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４５０５号
大阪市港区波除２丁目４番２号　シャトー弁天302号上田方
債務者　吉良　和夫
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４５１３号
大阪市平野区背戸口２丁目11番12号　ヴェルドミール淡路501
債務者　山田　光宏
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４５３１号
大阪府高槻市安岡寺町１丁目17番３号
債務者　坂田　裕一
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４５７１号
大阪府寝屋川市石津中町15番13号軽費老人ホームケアハウス清徳、住民票上の住所大阪府寝屋川市三井南町30番６―707号
債務者　寺本　澄子
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４６２３号
大阪府門真市上島町14番５号
債務者　戸上　　聡
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４６８１号
大阪市東成区大今里南６丁目19番９号　小島正史方
債務者　隠岐田理恵子
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４６８７号
大阪府豊中市東泉丘４丁目１番６―206号
債務者　茶円　晴美
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４６８９号
大阪府豊中市庄内栄町３丁目９番８号
債務者　小林　政行
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部